

所得補償共済

告知義務・通知義務等

(1) ご契約に際しての注意事項

共済契約者または被共済者はご契約に際し、当組合が重要な事項として告知を求めた事項（以下「告知事項」といいます。）にご回答いただく義務（告知義務）があります。告知事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させていただくことがあります。また、その場合、既に発生している疾病・傷害については共済金をお支払いできないことがあります。

(2) ご契約金額のご確認

ご加入いただける口数は、被共済者1人につき、最高20口までとなっております。

(3) ご契約後の留意事項

ご契約の締結後に、ご契約者の住所を変更される場合には、取扱代理所にご通知ください。ご通知いただかないと、ご契約、お支払いに支障があることがあります。

(4) 事故発生のご連絡

被共済者が身体障害を被った場合は、その原因となった身体障害の発生の日から、その日を含めて30日以内に取扱代理所にご連絡ください。正当な理由がなく通知が遅延したり、事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合には、共済金を減額してお支払いする場合がありますのでご注意ください。

◎ 共済金をお支払する場合

共済期間中に傷害または疾病によって就業不能になったとき。（被共済者の方が亡くなられたり、傷害または疾病が治癒した後の共済金は支払われません。）

◎ 共済金をお支払できない主な場合

- イ 故意または重大な過失による傷害および疾病
- ロ 自殺、犯罪または闘争行為による傷害および疾病
- ハ 麻薬、アヘン、大麻または覚醒剤、シンナー等の使用による傷害および疾病
- ニ 妊娠、出産、早産、流産およびこれらによる傷害および疾病
- ホ 戦争、暴動等および核燃料物質による傷害および疾病
- ヘ 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛でいずれも他覚症状のないもの
- ト 精神病、アルコール依存および薬物依存などの精神障害

用語解説

●「所得」とは

業務を遂行することにより得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入額から就業不能となることにより支出を免れる金額を控除したものをいいます。ただし、就業不能の発生にかかわらず得られる収入は除かれます。

●「平均月間所得額」とは

免責期間が始まる直前12ヵ月における被共済者の所得の平均月間額をいいます。

●「就業不能」とは

傷害または疾病を被り、その治療のため入院していること、または入院以外で医師の治療を受けていることにより、業務に全く従事できない状態をいいます。

●「入院」とは

医師による治療が必要であり、かつ、自宅などで治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

●「免責期間」とは

継続して就業不能となった7日間をいい、この期間は共済金支払いの対象とはなりません。

●「補償期間」とは

免責期間終了日の翌日から起算した12ヵ月の期間をいいます。

当組合における個人情報の取扱いについて

(1) 個人情報の利用目的について

当組合は、ご契約者から提供された情報について、共済制度の健全な運営とサービスの提供等のため、次の目的の達成に必要な範囲において利用させていただきます。

- ①共済契約の引受け、管理・履行、共済金の支払および付帯サービスの提供。
- ②共済事故の調査（医療機関・当事者等の関係先に対する照会等を含みます。）。
- ③当組合、全日本火災共済協同組合連合会・全国共済商工協同組合連合会のほか、当組合の提携先企業・団体等の共済商品・金融商品・各種サービスの案内・提供。

(2) 個人情報の第三者提供について

当組合は、ご契約者から提供された情報について、共済制度の健全な運営のため、個人情報の保護に関する法律、その他の法令等に規定されている場合のほか、次の場合についても第三者に提供させていただきます。

- ①上記(1)に定める利用目的の範囲内において、全日本火災共済協同組合連合会・全国共済商工協同組合連合会のほか、当組合の提携先企業・団体等と共同利用する場合。
- ②共済契約の適正な引受け、共済金の適正な支払および不適切な共済金の請求等を防止するため、共済団体・保険会社等の間において、共済契約、共済事故、共済金請求または共済金支払等に関する情報を交換する場合。
- ③共済金の適正かつ迅速な支払を行うために必要な範囲内の情報を、医療機関・調査会社、共済団体・保険会社・当事者等の関係先に提供する場合。
- ④再共済契約の締結または再共済金の受領等のため、再共済取引先に対して再共済契約上必要な情報を提供する場合。

■ご加入にあたってのご注意

- 所得補償共済金は、1ヵ月あたりの休業補償額です。補償共済金の設定にあたっては、被共済者の平均月間所得額の範囲内で加入口数をお決めください。
- 共済掛金は、年齢・職種に関係なく一律ですが、危険度の高い職種に従事されている方（例えば高所作業者）は加入口数の引き受けを制限させていただきます。

■ご契約の際のご注意

- 共済契約申込書の記載事項が事実と相違している場合には、共済契約が解除されるかまたは共済金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。
- 共済掛金領収前に生じた事故については、共済金をお支払いできません。

※このパンフレットは、所得補償共済の概要を説明したものです。

お問い合わせ・お申し込みは

お取り扱い代理所

県共済

長崎県火災共済協同組合

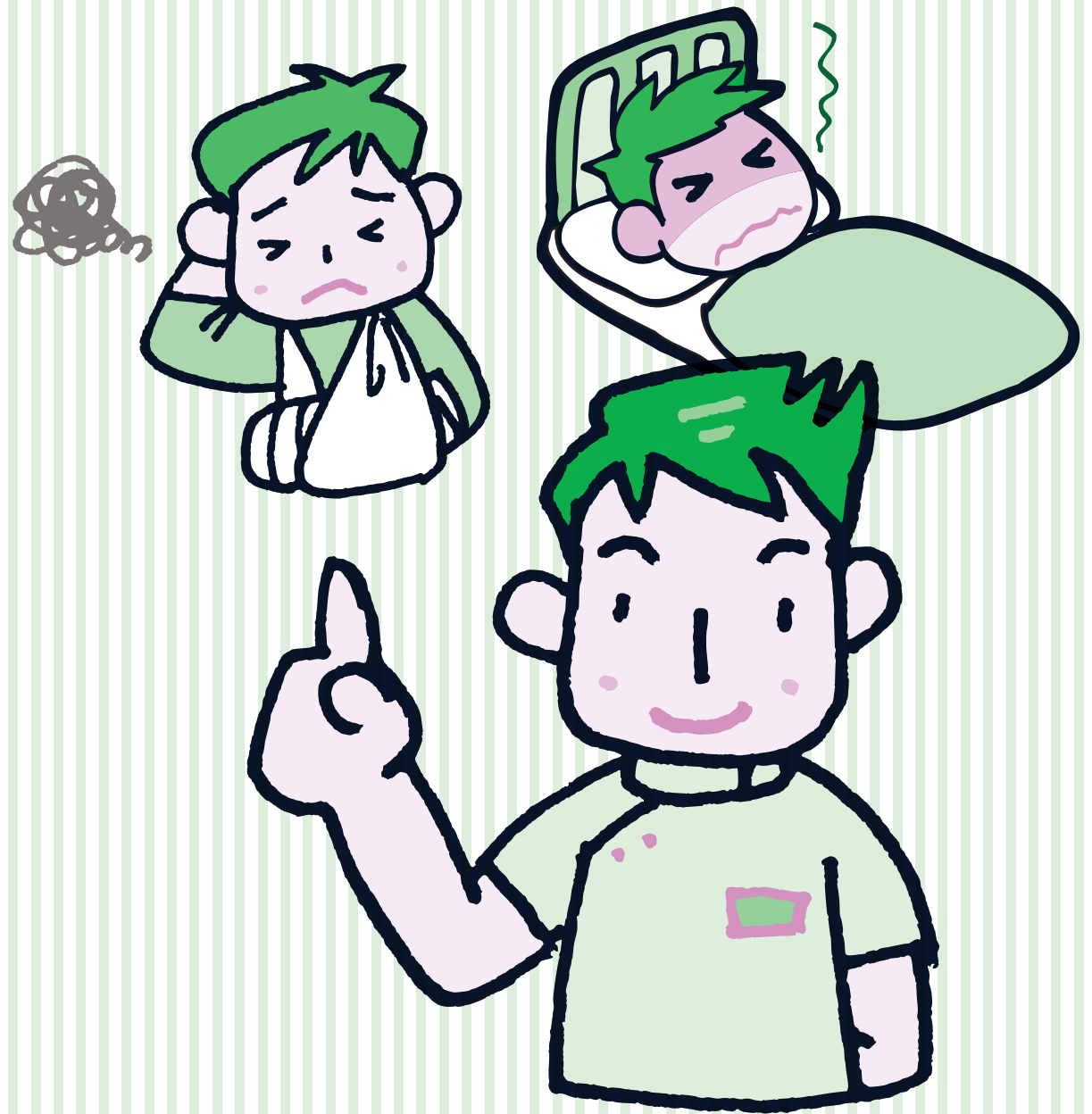
〒850-0031 長崎市桜町4番1号

長崎商工会館8階

TEL 095-822-9695 FAX 095-822-9637

中小企業者のための

所得補償共済



長崎県火災共済協同組合